

## 令和5年度採用の大洲地区広域消防事務組合消防職員を募集します

**【受付期間】** 7月1日(金)～8月5日(金)  
(消印有効、郵送のみ)

### 【試験日時・場所】

- ▷第1次試験 9月18日(日)  
9:00～17:00
- ▷第2次試験 令和4年11月上旬予定  
※詳細は第1次試験合格者に通知します。

### 【共通受験資格】

- ▷日本の国籍を有する人
  - ▷採用後、大洲市、内子町のいずれかに居住可能な人
  - ▷次の身体要件を満たす人
    - ・視力 両眼とも視力が0.7以上(矯正含む)であること
    - ・聴力 左右とも正常であることなど
  - ▷普通自動車運転免許取得者(AT車限定を除く)または令和5年3月末までに免許取得見込みの人、ただし、生年月日などの関係で取得できない人は、令和5年度中に取得できる人
- ※詳細は大洲地区広域消防事務組合ホームページをご確認ください。



試験区分	人数	受験資格
消防職 初級 (一般)	4人程度	平成8年4月2日以降に生まれた人で、大学、短期大学または高等学校を卒業もしくは令和5年3月末までに卒業見込みの人
消防職 初級 (救急救命士)	2人程度	平成8年4月2日以降に生まれた人で、救急救命士の資格を有する人または令和4年度末までに救急救命士国家試験の受験資格を有し、かつ、令和4年度実施予定の同試験受験見込みの人
消防職 初級 (消防職経験者)	若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、愛媛県外の消防機関で消防吏員としての職務経験(5年以上)を有する人

※救急救命士として採用された人も消防全般の業務を行うこととなります。

### 【受験申込(郵送のみ受付)】

- ▷大洲地区広域消防事務組合ホームページから受験申込書、受験票をダウンロードしたものをA4サイズ用の紙に印刷(受験申込書は両面印刷)し、必ず手書きで記入してください。
- なお、ダウンロードする方法がない場合は、郵便で請求してください。封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(A4判の用紙がそのまま入る封筒に140円切手を貼り返信先を記入)を必ず同封し、消防本部総務課へ郵送してください。返信用封筒が同封されていない場合は申込用紙を送付できません。

**【問い合わせ先】** 大洲地区広域消防事務組合消防本部総務課 ☎0893(24)2666



大洲地区広域  
消防事務組合  
ホームページ

## 就業構造基本調査の調査員を募集します

統計調査業務に理解と誠意をもって携わっていた  
だけの、20歳以上の調査員を募集しています。

### 【就業構造基本調査とは】

日本の就業・不就業の実態を明らかにするため、  
総務省統計局が「統計法」に基づき実施する、国の  
重要な統計調査です。調査結果は、雇用政策、経済  
政策などの各種行政施策立案の基礎資料となりま  
す。

(調査は、令和4年10月1日現在で実施します。)

### 【統計調査員とは】

▷担当区域の世帯を訪問して、調査票を配布・回収・  
検査する仕事です。

▷統計調査員の身分は、調査実施の都度任命される  
非常勤の公務員です。

▷従事した対価として、報酬が支払われます。

少しでも社会のお役に立  
ちたいと思い、私も登録  
しました。一緒に統計調  
査員をやってみませんか。



小野恵子さん

【調査期間】 令和4年9月～10月 (予定)

【報酬】 約4万円 (交通費・電話代含む)

※調査地区は希望に添えない場合もありますのでご  
了承ください。

※今年度のその他調査として住宅・土地統計調査 (単  
位区設定) が予定されています。(令和5年1月  
～2月・調査員19名程度)



市ホームページ

【問い合わせ先】

企画情報課情報統計係 ☎0893(24)1738

## 刑務官採用試験が実施されます

人事院・法務省による刑務官採用試験が次のとお  
り実施されます。

### 【試験日】

▷第1次試験 9月18日(日)

▷第2次試験 (第1次試験合格者)

10月20日(木)～10月26日(水)のいずれか指定する日

### 【受付期間】

7月19日(火) 9:00～28日(木)

(受信有効、インターネットのみ)

### 【受験資格】

① 刑務A、刑務A (武道)、刑務B、刑務B (武道)  
平成5年4月2日～平成17年4月1日生まれの人

② 刑務A (社会人)、刑務B (社会人)  
昭和57年4月2日～平成5年4月1日生まれの人

※①、②ともに、Aは男子、Bは女子のみ。武道受  
験者は高松刑務所で受験。

※詳細は法務省矯正職員採用サイト  
をご確認ください。



### 【問い合わせ先】

高松矯正管区職員課 ☎087(822)4469

山形刑務所庶務課 ☎089(964)3355

法務省矯正職員  
採用サイト

## 献花台を設置します

平成30年7月豪雨災害から4年を迎えるに当  
り、災害で犠牲となられた方々に哀悼の意を表する  
ため献花台を設置します。

今年も新型コロナウイルス感染症対策のため、献  
花時間を分散して自由に献花していただくこととし  
ています。来場の際は、マスクの着用など基本的な  
感染対策をお願いします。なお、献花用の花は会場  
に用意していますので、ご供物、ご供花などの持参  
はご遠慮ください。

【日時】 7月7日(木) 9:30～15:00

【場所】 市役所2階大ホール

※当日、午前9時30分に防災行政無線のサイレン  
を鳴らしますので、ご家庭や職場などで黙とうを  
捧げてください。



市ホームページ

【問い合わせ先】

総務課行政係 ☎0893(24)1724



## 後期高齢者医療制度

### 保険証が新しくなります

現在の保険証（薄桃色）の有効期限は、7月31日(日)です。令和4年度は、有効期限が8月1日(月)から9月30日(金)までの保険証（青色）と、10月1日(土)から令和5年7月31日(月)までの保険証（オリーブ色）の2枚を交付します。

#### 【対象者】

- ▷75歳以上の人
- ▷65歳から74歳の一定の障がいがある人（本人の申請に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人）

#### 青色の保険証（8月1日(月)から9月30日(金)まで）

- 【自己負担割合】 1割 一般及び低所得者  
3割 現役並み所得者

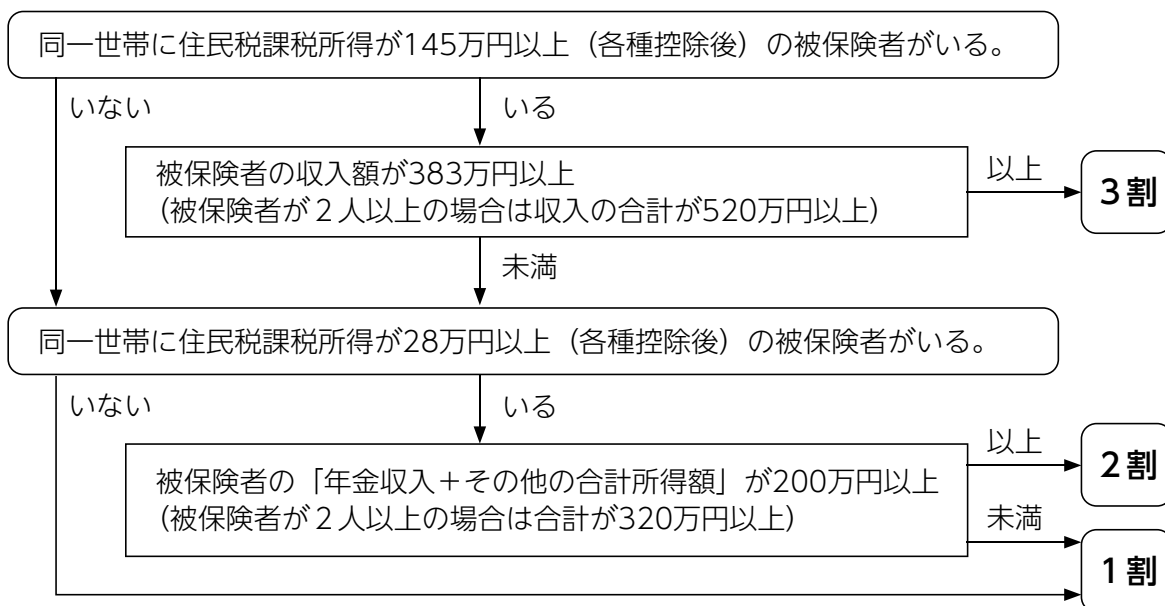
#### オリーブ色の保険証（10月1日(土)から令和5年7月31日(月)まで）

- 【自己負担割合】 1割 一般及び低所得者  
2割 一定以上の所得のある人  
3割 現役並み所得者

#### 【交付の時期】

新しい保険証は7月下旬（青色）と、9月下旬（オリーブ色）に簡易書留郵便で送付します。8月以降新たに75歳となる人の保険証は、誕生月の前月に送付します。新しい保険証が届いたら、住所・氏名や自己負担割合などを必ず確認してください。

#### 《自己負担割合の判定フロー》



※自己負担割合は、令和3年中の所得によって決定します。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の有効期限も7月31日(日)です。現在、各証をお持ちで、次の要件を満たしている人は、保険証と一緒に送付しますので、改めて申請する必要はありません。

### 【限度額適用・標準負担額減額認定証の要件】

- ▷ 保険料の滞納がない
- ▷ 住民税が非課税の世帯
- ▷ 世帯内に所得の未申告者がいない

### 【限度額適用認定証の要件】

- ▷ 保険料の滞納がない
- ▷ 住民税課税所得が145万円以上690万円未満
- ▷ 世帯に所得の未申告者がいない（世帯に19歳未満の人がいる場合、判定に使用する所得は、住民税課税所得と異なる場合があります。）

## 保険料の通知書を送付します

保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と所得に応じた「所得割額」の合計額です。

## 《令和4年度保険料額算定方法》

<b>保険料（年額）</b> <small>※10円未満切り捨て</small> <b>限度額66万円</b>	=	<b>均等割額</b> <b>49,140円</b> <small>※世帯の所得に応じて軽減措置があります。</small>	+	<b>所得割額</b> <small>（総所得金額等－43万円〔基礎控除額〕）</small> <small>×所得割率<b>9.09%</b></small>
---	---	--	---	--

- ▷ 保険料（年額）は10円未満切り捨てで、限度額は66万円です。
- ▷ 世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じ、均等割額の7割、5割、2割が軽減される場合があります。
- ▷ 後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人（国民健康保険及び国民健康保険組合は除く）は、所得割額の負担はなく、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。ただし、世帯（世帯主と被保険者）の所得が低い人は、所得に応じた均等割額の軽減が受けられます。

### 【納付方法】

- ▷ 特別徴収 年金からの天引き
  - ▷ 普通徴収 納付書または口座振替
- ※前年度と納付方法が変更になる場合がありますので通知書を必ずご確認ください。



市ホームページ

【問い合わせ先】 市民課高齢者医療係 ☎0893(24)1713



## 介護保険からのお知らせ

### 【保険料の通知書を送付します】

介護保険制度は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合う仕組みであり、40歳以上の人がある保険料と公費で運営されています。

▷第2号被保険者（40～64歳の人）

加入している医療保険の保険料に含めて納付

▷第1号被保険者（65歳以上の人）

直接大洲市に保険料を納付

65歳以上の方の介護保険料は、毎年7月に本人の前年の収入や住民税の課税状況、同一世帯内の家族の課税状況によって決まります。7月中旬に保険料決定通知書を送付しますのでご確認ください。

### 【介護保険料の納め方】

介護保険料の納付方法は法律で決められていて、個人で選択することはできません。送付する保険料決定通知書に従って納付してください。

#### 特別徴収

原則として、年金額が年額18万円以上の人は年金から天引きされます。

ただし年金額が18万円以上の人でも、年度途中で65歳になった場合や他の市区町村から転入した場合、所得段階が変わった場合などには、一定期間「普通徴収」になることがあります。

#### 普通徴収

年金額が年額18万円未満の人などは、送付される納付書で納めてください。取扱金融機関で口座振替を利用することができます。

### 【納め忘れにご注意ください】

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じてサービスにかかる保険給付が制限されます。介護や支援が必要になったときに安心して介護サービスを利用するためにも、保険料は必ず納めてください。

### 【介護保険負担割合証を送付します】

要支援・要介護認定を受けている人全員に、自身の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。

有効期間は、8月1日(月)から令和5年7月31日(月)までです。

なお、それ以降に新たに認定を受けた人などについては順次発送します。

### 【介護保険施設などの食費・部屋代の負担軽減について】 ～介護保険負担限度額認定証の更新手続きはお済ですか～

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院などや短期入所（ショートステイ）を利用する低所得世帯の人を対象に、食費・部屋代の負担軽減を行っています。軽減を受けるためには事前に申請し、介護保険負担限度額認定証の交付を受ける必要があります。

介護保険負担限度額認定証の有効期限は、7月31日(日)です。引き続き軽減を受ける場合は、7月中旬に更新の手続きをしてください。

介護保険制度についての詳細は、それぞれの対象者に郵送する文書をご確認ください。市ホームページでも確認できます。



市ホームページ

※新型コロナウイルス感染症に伴う令和4年度介護保険料の減免または徴収猶予については、17ページをご確認ください。

### 【問い合わせ先】

高齢福祉課介護保険管理係	☎0893(24)1714
長浜支所	☎0893(52)1114
肱川支所	☎0893(34)2311
河辺支所	☎0893(39)2111

## 新型コロナウイルス感染症に伴う保険料(税)の減免制度

支援制度	対象者	主な条件など	必要なもの	相談窓口	申請期限
国民健康保険税	国民健康保険被保険者	▷ 属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った人	▷ 申請書 ▷ マイナンバーのわかるもの ▷ 被保険者の口座番号のわかるもの（コピー可）	税務課 市民税係 ☎0893(24)1711	令和5年 3月31日(金)まで
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療被保険者	▷ 属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して10分の3以上の減少が見込まれる人（別途所得要件あり）	▷ 死亡または重篤な傷病を負ったことがわかるもの ▷ 令和3年中の所得などの状況がわかるもの	市民課 高齢者医療係 ☎0893(24)1713	
介護保険料	65歳以上の介護保険被保険者		▷ 収入が減少したことがわかるもの（令和4年1月以降の給与明細、事業の廃止届、離職票など）	高齢福祉課 介護保険管理係 ☎0893(24)1714	

詳細は市ホームページで  
ご確認ください。



市ホームページ

## 国民年金保険料免除・納付猶予制度

保険料を納めることが経済的に難しい場合、申請により承認されると、保険料の全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除、または、納付猶予を受けることができます。

保険料の免除が承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一のときに、障がい年金や遺族年金を受け取るために必要な期間にも含まれます。

ただし、免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。

なお、一部免除の承認を受けた人で、納めるべき一部の保険料を期限内に納めなかった場合、一部免除が無効となり、未納期間となるのでご注意ください。

### 【必要なもの】

▷ 年金手帳または基礎年金番号通知書

※失業したことにより免除申請する場合、雇用保険受給資格者証や離職票が必要な場合があります。

### 【審査基準】

▷ 免除の場合

申請者、配偶者、世帯主それぞれの前年（1月から6月までは前々年）所得が基準以下であること。

▷ 猶予の場合

50歳未満の人で、申請者、配偶者のそれぞれの前年（1月から6月までは前々年）所得が基準以下であること。

### 【申請期間】

▷ 過去の期間

受け付けをした月の2年1カ月前まで

▷ 将来の期間

翌年の6月（申請月が1月から6月まではその年の6月）分まで

※令和4年7月から令和5年6月分は、7月1日(金)から受付を開始します。

### 【問い合わせ先】

市民課年金係 ☎0893(24)1713

長浜支所 ☎0893(52)1111

脇川支所 ☎0893(34)2311

河辺支所 ☎0893(39)2111 市ホームページ



## 障がいのある人への各種手当などを紹介します

### 【特別児童扶養手当】

- ▷ 受給資格者  
一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養する父母または父母に代わってその児童を養育する人
- ▷ 支給要件
  - ・ 障がい児が年金を受給していないこと
  - ・ 障がい児が施設入所していないこと
- ▷ 手当月額（障がいの程度による）  
1級 5万2,400円 2級 3万4,900円  
（毎年4、8、11月に支給）

### 【特別障害者手当】

- ▷ 受給資格者  
重度障がい者（20歳以上）であって、日常生活において常時特別な介護を必要とする人
- ▷ 支給要件  
重度障がい者が施設入所または入院（3か月超）していないこと
- ▷ 手当月額  
2万7,300円（毎年2、5、8、11月に支給）

### 【障害児福祉手当】

- ▷ 受給資格者  
重度障がい児（20歳未満）であって、日常生活において常時介護を必要とする人
- ▷ 支給要件
  - ・ 重度障がい児が年金を受給していないこと
  - ・ 重度障がい児が施設入所していないこと
- ▷ 手当月額  
1万4,850円（毎年2、5、8、11月に支給）

### 【各種手当の共通事項】

- ▷ 前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年7月までの支給が停止されます。
- ▷ 受給者は、毎年定められた期限内に所得状況などの現況届を提出する必要があります。
- ▷ 手当の金額には変動があります。

### 【問い合わせ先】

社会福祉課障がい福祉係  
☎0893(24)1758



市ホームページ

## 人権に関する意識調査を実施します

市では、人権問題の解決に向けて、一人ひとりの人権意識を高めることが何より大切と考え取り組んでいます。

つきましては、次のとおり人権に関する意識調査を実施します。この調査は、人権を尊重する社会づくりに向けた基礎資料を得ることを目的に行います。

### 【対象】

- ▷ 大洲市内に在住の20歳以上の市民1,200人  
（住民基本台帳登録データから、無作為に抽出）

### 【期間】

7月中旬～下旬

### 【方法】

アンケートの送付による無記名調査



### 【問い合わせ先】

人権啓発課人権啓発係 ☎0893(24)1746 市ホームページ

## 入札による市有地の売払いを行います

【受付期間】 7月1日(金)～22日(金)  
平日8:30～17:15

【受付場所】 市役所3階 財政契約課管財係

【入札日時】 7月26日(火) 14:00～

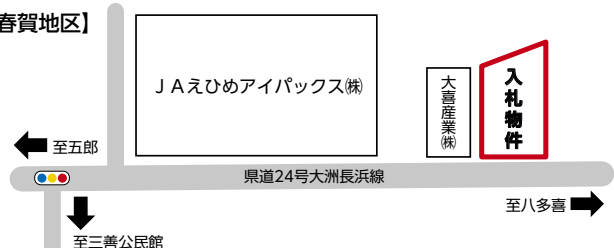
【受付期間】 市役所3階 第2会議室

入札後、その場で開札して、最低売却価格以上で最高価格の人を落札者とします。8月2日(火)までに契約締結、契約後1カ月以内の代金納入が必要です。

【入札物件】 春賀甲355番1 (2,436.64㎡)

【最低売却価格】 24,780,000円（建物付き）

### 【春賀地区】



### 【問い合わせ先】

財政契約課管財係 ☎0893(24)1721 市ホームページ

## 第27回男女共同参画社会づくり推進県民大会を開催します

愛媛県では、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会やSDGsゴール5「ジェンダー平等」の実現を目指し、男女共同参画社会づくり推進県民大会／SDGsゴール5「ジェンダー平等」啓発フォーラム2022を開催します。

27回目となる今回のテーマは、「地域社会におけるジェンダーギャップ解消について」です。メディアや国、大学などで幅広く活躍されているジェンダー専門家の大崎麻子さんによる講演のほか、県内企業、NPOの方を交えたパネルトークなど、ジェンダーに関する社会の現状と県内での実践などについてお話しします。

**【日時】** 6月29日(水) 13:30～15:45

**【場所】** 愛媛県男女共同参画センター 多目的ホール

**【基調講演テーマ】**

地域社会におけるジェンダーギャップ解消に向けて

**【パネルトークテーマ】**

地域社会における私たちのジェンダー平等の実践

**【参加料】** 無料

**【申込方法】**

専用の応募フォーム、電話またはFAXから応募してください。



**【講師】** 大崎 <sup>あさこ</sup>麻子さん

(NPO法人 Gender Action Platform理事、関西学院大学客員教授、内閣府男女共同参画会議専門調査会委員)



応募フォーム



県ホームページ

**【問い合わせ先】**

愛媛県 男女参画・県民協働課 男女参画グループ

☎089(912)2332 FAX089(912)2444

メール: danjokyodo@pref.ehime.lg.jp

## 子育て移住モニターを募集します

大洲市では、南予子育て移住促進協議会と共同で、県外から移住された子育て世帯を対象に、当市への移住促進にご協力いただくモニターを募集しています。

暮らしに関連するアンケートや移住の取組にご協力いただいたお礼として、特産品を差し上げます。

**【対象】**

令和4年4月1日(金)以降、県外から当市に転居された子育て世帯(18歳未満の子とその親)

**【手順】**

応募申込フォームからエントリーののち、送付される申請書に必要事項を記入のうえ、ご返送ください。4万円相当の特産品(数回に分けて発送)とアンケートをお送りしますので、アンケートにご協力ください。

**【エントリーのメ切】**

令和5年3月31日(金)

※応募者多数の場合は抽選となります。抽選結果は、申請書の発送をもって代えさせていただきます。

ただきますので、ご了承ください。

**【応募申込フォーム】**

URL: <https://forms.gle/ShPJCavJdimZqu1KA>



南予キモチ配達  
大洲市応募  
申込フォーム

**【問い合わせ先】**

復興支援課 ☎0893(57)9989

## 事業主向け人材活用オンラインセミナーを開催

愛媛県内企業や県外企業でも就業場所が県内にある企業の事業主・採用担当者を対象とした人材活用オンラインセミナーを開催します。

**【日時】** 7月13日(水) 14:00～16:00

**【内容】**

- ▷ 就職氷河期世代の特徴
- ▷ 人材確保・職場定着のノウハウ
- ▷ 助成金など氷河期世代を採用することのメリットや課題
- ▷ 氷河期世代を採用した企業の好事例

**【受講料】** 無料

**【申し込み】**

7月11日(月)17:00までにメールで申し込み

**【問い合わせ先】**

就職氷河期世代活躍支援事業事務局

(株)東京リーガルマインド松山支社

☎089(961)1333 メール: mty@lec-jp.com



## 刈り草の提供

大洲土木事務所では、河川堤防の点検を行うため2年に1回程度、堤防点検に必要な範囲の草刈を行います。また、道路の安全を確保するため、年に1回程度、県管理道路の草刈を行っています。

愛媛県では、資源の有効活用や環境保全の観点から、刈り草のリサイクル（再利用）を推進していて、令和4年度も希望者へ刈り草を提供しますので、畑や果樹園の敷き草、堆肥の原料、畜産用の飼料などとして、ぜひご活用ください。

### 【提供方法】

草刈実施各所の仮置き場に取りに来ていただき、その場で提供します。

### 【提供期間】

▷河川堤防

7月～9月上旬の予定

▷道路

7月～9月上旬の予定



### 【注意事項】

▷刈り草の運搬は、原則として希望者にてお願いします。

▷刈り草はそのままの状態を提供します。

▷先着順で刈り草がなくなり次第終了となります。



道路に草が繁茂すると  
・見通しが悪く危険  
・道路幅が減少する



草刈により、  
・見通しが良くなる  
・本来の道路幅を確保

### 【問い合わせ先】

大洲土木事務所 ☎0893(24)5121

河川港湾課河川港湾グループ内線280

道路課道路第二グループ（補修担当）内線318



大洲土木事務所  
ホームページ

## ため池での水難事故に注意

ため池は農業用水などを確保するために造成された重要な農業用施設ですが、近年、全国各地でため池での水難事故が発生しています。

市内にも102カ所のため池があり、約3割が道路沿いや人家・公共施設などの身近な場所にあります。危険な場所にもなることを十分認識し、事故が発生しないよう家庭や地域での声掛けをお願いします。

### 【注意事項】

▷関係者以外は、ため池に近づかないこと。

▷子どもだけでなく、大人でも転落すれば、はい上がることが難しく、危険な場所であることを認識すること。

▷ため池近くでの作業は、必ず2人以上で転落しないよう常に安全対策をとること。



市ホームページ

### 【問い合わせ先】

農山漁村整備課管理係 ☎0893(24)1743

## ストップ・交通死亡事故

令和4年4月1日の朝、長浜地区の県道で横断中の歩行者が普通車にはねられる交通死亡事故が発生しました。この死亡事故を受け、大洲警察署では、  
▷「重大交通事故発生」と記載した看板の設置  
▷道路管理者や県警本部との現場点検を実施  
▷白バイ、パトカーによる駐留警戒やパトロールの強化  
▷人の輪作戦の実施

などを行いました。また、愛媛県警では、交通重大事故を抑止するため「横断歩道止まろうキャンペーン」をはじめ、各種活動を行っています。

ドライバーのみなさんは、制限速度を守り、横断歩道では歩行者を最優先に「減速（原則）」「よく見て」「止まり」ましょう。

歩行者は、道路を横断するときは手を挙げて、ドライバーに横断する意思を表示して、車が止まったことを確認してから、横断歩道を渡りましょう。

大洲警察署では、今後も大洲市などの関係機関と連携を図り、こども・高齢者をはじめとした歩行者などの安全を確保し、交通事故抑止対策を推進します。



【問い合わせ先】大洲警察署 ☎0893(25)1111

## 花と緑のまちづくりを応援します ～「苗木の配布事業」の紹介～

大洲市森林（もり）と緑の推進協議会では、(公財)愛媛の森林基金が実施する緑の募金交付事業を活用して、今年度も「苗木の配布事業」を実施します。

### 【苗木の配布事業の流れ】

▷苗木の配布申請（8月中旬）

希望する苗木と本数、植栽場所を決めて、申請書を提出ください。

▷苗木の配布確定（12月中旬）

配布する苗木と本数をお知らせします。

▷苗木の配布・植栽（1月中旬～2月）

公民館を通じて苗木を受け取り、植栽します。

▷完了報告（2月末）

植栽が終わりましたら、完了報告書を植栽状況の写真と合わせて提出ください。

### 【事例紹介】

▷人面岩前広場花壇（長浜 豊茂地区）



豊茂地区のみなさんが、熱心に日々整備を行う花壇では、四季折々の花が訪れる人たちの目を楽しませてくれます。

※今後も随時事例を紹介していきます。

### 【問い合わせ先】

農林水産課林業振興係 ☎0893(24)1727

## 肱川の堤防整備を進めています

### ～ 愛媛県職員による工事紹介② ～



大洲土木事務所河川港湾課  
肱川・久米川激甚災害G  
飯島 智典

平成30年7月豪雨を受け、愛媛県では国土交通省・大洲市と連携し、再度災害防止のため、菅田地区の11工区と支川の久米川で激特事業による堤防工事を進めています。今回は裾野工区と父工区を結ぶ父橋の架替工事の紹介です。

両工区の堤防整備に伴い、昭和43年に設置された父橋を約200m上流に架け替えています。現在は歩道がありませんが、阿部板野工区と池田成見工区を結ぶ宇津橋と同様に歩道も整備します。

地域のみなさんには、工事車両の通行などでご不便をおかけしますが、今後ともご協力をお願いします。

### 【問い合わせ先】

愛媛県南予地方局大洲土木事務所  
河川港湾課 ☎0893(24)5121

位置図



つなごう肱川



## 大洲市民大学(前期)を開催します

今年度の大洲市民大学(前期)は、一般社団法人 日本自立支援介護・パワーリハ学会会長 竹内孝仁<sup>たかひと</sup>さんをお迎えして、健康寿命の延伸に関する講演会を開催します。(聴講料無料) (手話通訳付)



【日時】 8月6日(土) 14:00～ ※開場 13:30～

【場所】 大洲市総合福祉センター 4階 多目的ホール  
※駐車場は、大洲市総合福祉センター、愛媛たいき農業協同組合本所をご利用ください。

【テーマ】 「人生100年時代を元気に生き抜く」

### 【聴講申込】

感染症対策のため、会場受付で聴講者の住所・氏名・電話番号の確認を行います。受付時の混雑を避けるため、聴講を希望される場合は、事前に電話、メール、Web、窓口のいずれかでお申し込みください。

※聴講希望者が多数の場合や、体温が37.5℃以上の場合には入場をお断りする場合があります。



Web申込



市ホームページ

### 【申し込み・問い合わせ先】

中央公民館 (大洲市役所第1別館2階 生涯学習課内)  
☎0893(57)9994 メール: tyuukou@city.ozu.ehime.jp

## 台風に対する備え

近年、各地で大雨や台風による河川の氾濫や土砂崩れが発生し、多くの被害が出ています。

台風や前線の影響による豪雨災害は突然やってくるわけではなく、ある程度予想することができ、事前に備えれば被害を軽減することができます。

また、風に煽られてドアや扉に手や指を挟まれるなどの被害も発生します。暴風や強風が吹いているときは屋外での活動は大変危険です。不要な外出を控え、台風対策は風が強くなる前に行いましょう。

### 【台風の備え4箇条】

- ① 家の外と中の備えを行う
- ② 避難場所の確認を行う
- ③ 気象台が発表する「台風情報」、「警報・注意報」など情報の入手を行う
- ④ 台風接近中は不要な外出は控え、危険な場所へは近づかない

### 【問い合わせ先】

大洲消防署本署 ☎0893(24)0119  
長浜支署 ☎0893(52)0119  
川上支署 ☎0893(34)2851



大洲地区広域  
消防事務組合  
ホームページ

## 今日からできる健康づくり ～熱中症に注意～

今年も、暑い夏がやってきます。大洲市の夏の特徴として、気温・湿度ともに高く蒸し暑いことが挙げられます。湿度が高いと発汗による体温調節が十分に機能せず、熱中症のリスクが高まります。

特に、体温調節が未熟な子どもや筋肉量の少ない高齢者は脱水になりやすく、より注意が必要です。

### ①暑さを避ける

暑い日は、無理な外出を控えましょう。暑さ指数や熱中症警戒アラートなど、熱中症に関する情報を参考に外出を検討してください。

### ②こまめに水分補給

暑い日には、知らず知らずにじわじわと汗をかいています。運動量に関わらずこまめに水分を補給してください。食事の水分以外に1.2ℓが目安となっていますが、大量の発汗時には、水だけでなくスポーツ飲料の水分摂取をお勧めします。アルコール飲料やコーヒーでの水分補給は量に含まれません。

### ③暑さに備えた体づくり

熱中症の発生には体調が影響します。規則的な生活習慣と適度な運動を、暑くなる前から始めましょう。

### ④新しい生活様式への対応

体調確認の検温は早期の熱中症確認にもなります。エアコンを調節した上での換気や屋外で人と人の距離(2m以上)を十分にとることができる場合は、マスクを外すなど感染症対策と熱中症対策を両立していきましょう。



### 【問い合わせ先】

大洲市保健センター  
☎0893(23)0310

大洲市保健センター  
保健師 矢野 詩歩